

主な用語の解説

1. 事業所

平成22年12月31日現在で、一般に工場、製作所、製造所あるいは加工所などといわれるような、1区画を占めて主として製造卸売または加工を行っている事業所をいう。

2. 従業者数

平成22年12月31日現在の常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者との合計をいう。

3. 現金給与総額

平成22年1年間の常用労働者に対する基本給、諸手当及び特別に支払われた給与の額とその他の給与額の総額をいう。その他の給与とは、常用労働者に対する退職金、解雇予告手当及び常用労働者に含まれない臨時及び日雇の者に対する諸給与などをいう。

4. 原材料使用額等

平成22年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含む。

5. 製造品出荷額等

平成22年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額、製造工程から出たくず・廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含む。

6. 有形固定資産の額

平成22年1年間における有形の財産（土地、建物・構築物、機械・装置「附属設備を含む」、船舶・車両・運搬具・耐用年数1年以上の工具・器具及び備品等）の年初現在高、取得額、除却額及び減価償却額をいう。

7. 生産額

30人以上（甲）＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋
（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）

29人以下（乙）＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋その他収入額

8. 付加価値額

30人以上（甲）＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋
（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）－原材料使用額等－減価償却額－内国消費税及び消費税

29人以下（乙）＝製造品出荷額等－原材料使用額等－内国消費税及び消費税

9. 投資総額（従業者30人以上の事業所）

＝有形固定資産の取得額＋建設仮勘定の年間増減